

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市大宮ソニック市民ホールの利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮ソニック市民ホール条例
条 項		第10条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は市民ホールの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 市民ホール又は附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。</p> <p>(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成17年6月27日最終改正
備 考		